

木城に参加！Kijoin 会員規則

(目的)

第1条 本組織は、木城町へ移住してきた移住者同士又は移住者と地域の方の交流や新しいつながりづくりを推進し、地域コミュニティ機能の維持・向上や持続的な地域の活性化を図ることを目的とする。

(活動内容)

第2条 本組織は、前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- (1) 交流会をはじめとする各種イベントの企画・運営
- (2) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

(名称及び事務局)

第3条 本組織は、木城に参加！Kijoin（以下「Kijoin」という。）と称し、事務局は木城町大字高城1227番地1（木城町役場内）に置く。

(会員)

第4条 会員は、Kijoinの目的に賛同する木城町在住の方、木城町内で事業をされている方、木城町内で働いている方及び木城町へ移住を検討されている方とする。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする方は、入会申込書を事務局に提出、又はウェブの専用フォームにより登録するものとする。

(会費)

第6条 会費は無料とする。但し、交流会の参加費用等は、必要に応じて別途徴収する。

(退会)

第7条 会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 本人との連絡が2年以上とれないとき

(会長)

第8条 本組織には、会長を1名置く。

- 2 会長は、会員から選出する。
- 3 会長は、Kijoinの事務を総括する。
- 4 会長の任期は原則1年間とし、4月1日から3月31日までとする。再選については妨げないものとする。
- 5 会長が事故あるときは、互選又はあらかじめ会長が指名した会員が、職務を代理する。

(会議)

第9条 第2条に関連する協議等を行う場合、会議を開催することができる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 会員は代理者を出席させることができる。

(会則の変更)

第10条 この会則の改正は会員がこれを発議し、会議において出席会員の2分の1以上の賛成を必要とする。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。